

ポーランド週報

(2024年3月28日～2024年4月3日)

令和6年(2024年)4月5日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 地方選挙関連報道① 地方選挙関連報道② 憲法法廷改革パッケージ関連報道 ジョブプロ元法相らに対する家宅捜索の実施に関するボドゥナル法相コメント ドゥダ大統領がアフターピル処方関連の法改正案の署名を拒否 ワルシャワ市長選挙テレビ討論会に関する主要紙コメント ワルシャワ市長ポストに関する報道 政治家の人気ランキングの発表 内閣改造に関する報道ぶり 地方選挙関連報道③ 地方選挙関連報道④ シコルスキ外相のラトビア訪問 ドゥダ大統領とヨハニス・ルーマニア大統領との電話会談 ポーランド・ウクライナ政府間協議の実施 トゥスク首相インタビュー記事 イスラエルによるガザ攻撃でポーランド人が死亡 シコルスキ外相とピーターズ・ニュージールランド副首相兼外務大臣との会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワ市のアパートで家族4人の遺体が発見 イースター期間中にベラルーシとの国境で約700件の不法越境事案が確認 南部マウオポルスカ県で強風により5人が死亡 南部ティヒ市の集合住宅でガス漏れによる爆発が発生 国境警備隊がワルシャワ市で不法滞在の抜き打ち検査を実施								
経済 ポーランド国立銀行による最新ポーランドマクロ経済調査 ポーランド経済特区に対する開発技術副大臣の発言 ポーランド人の53%が将来に楽観的 3月のポーランド産業PMI指数 2月のポーランド失業率2.9% 4月1日より美容サービスのVAT引き下げ ドミノ・ピザ・グループ、ポーランドに1100万ポンド投資 ポーランドとウクライナの間エネルギー協力に関する協定の締結 ウクライナからポーランドへの投資 EDF、バルト海で風力発電所を展開へ 韓国によるポーランドの原子力技術研修 AI法導入に関する協議の開始								

<p>大使館からのお知らせ 能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座) 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政 治
内 政

地方選挙関連報道①【3月28日】

3月28日、ジェチポスポリタ紙は、ステファン・バトリ財団が地方選挙、欧州議会選挙に向けたポーランド社会のムードに関する考察についてまとめたレポートの結果を発表した。女性の選挙への動員の勢いが衰えていることが分かっており、48～54歳を除く全ての年齢層において、欧州議会選挙で必ず投票に行くと言った女性の割合は男性よりも低い。18～24歳の女性は、必ず投票に行くという確信が持てない割合が最も高いグループである。また、レポートによれば、「第3の道」(TD)の支持者の動員も勢いを失っているという。政治家が焦点を当てるべきテーマについて尋ねたところ、45%が医療の改善、38%が生活費の削減、32%がポーランド軍の強化、31%がエネルギー安全保障だと答えた。

地方選挙関連報道②【3月28日】

3月28日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、地方選挙情勢について次のとおり論じている。地方選挙キャンペーンは、短期間かつ激しい最終局面を迎える。連立与党のリーダーの一人によれば、イースター後の4月3日(水)、4日(木)、5日(金)が選挙戦における最も重要な日になるという。「市民連立」(KO)は「法と正義」(PiS)に対して最低でも0.5～1%の差をつけて勝利を収めたがっている。PiSの支持率下降傾向は止まったが、PiSは司法基金をめぐる事件が自党の選挙結果に悪影響を及ぼすのではないかと懸念を抱いている。いずれの陣営が第3勢力になるのかはまだ分からない。「第3の道」(TD)が弱ければ弱いほど、連立政権全体にとっての選挙結果も悪くなり、PiSがポーランド東部の県議会に対して持っている影響力を維持する可能性は高くなる。最

近の試算では、PiSは、1県にとどまらず、最多で6県の県議会で過半数を占める可能性が出てきている。最近人気が高まっている「同盟」は、いくつかの県でPiSと連立を組むことを期待している。

憲法法廷改革パッケージ関連報道【3月28日】

3月28日、ジェチポスポリタ紙は、同紙の法律家パネルが憲法法廷改革パッケージについて評価を行った結果を発表した。30名のパネリストのうち64%が、政府によって提示された問題解決策が憲法法廷の独立性と公平性を保つことについて同意している。30%は反対の意見を示している。通称「ダブル・ジャッジ」については、パネリストの80%が、辞任すべきだと考えているという。憲法法廷判事は下院の5分の3の過半数を得て選ばれるようにすることに関しては、さらに意見が分かれている。50%のパネリストがこのような問題解決策に賛成しているが、このような票数を集めることは極めて難しいと警鐘を鳴らす専門家もいる。下院は、4月初旬に本会議において憲法法廷改革パッケージについて審議を行うことになっている。

ジョブ元法相らに対する家宅捜索の実施に関するボドゥナル法相コメント【3月28日】

3月28日、ボドゥナル法務大臣兼検事総長は、前任のジョブ元法相を含む「法と正義」(PiS)の政治家に対する最近の家宅捜索の実施についてコメントし、目的に掲げているのは、PiSにとって不利に働く証拠を見つけることではなく、公的資金が適切に使用されたかどうかを判断することだと述べた。ボドゥナル法相はまた、トゥスク首相から特定の職務の遂行を託され、独立したポジションに立って最善の判断

に基づいて決断を下していると語った。さらに、ポドゥナル法相は、2025年後半より早くに自身の任務が完了することはないであろうと述べた。

ドゥダ大統領がアフターピル処方関連の法改正案の署名を拒否【3月29日】

3月29日、ドゥダ大統領は、15歳以上の人々に処方箋なしでアフターピルへのアクセスを認める薬事法改正案の署名を拒否した。トウスク首相は、「ドゥダ大統領は、女性の味方につく機会を利用しなかった。我々はプランBを実施する。」とコメントした。また、レシュチナ保健大臣は、プランBについて、「我々は政令を用意している。薬剤師が診察を行い、処方箋を発行し、調剤することができるようになる。」と発表した。

ワルシャワ市長選挙テレビ討論会に関する主要紙コメント【3月29日】

3月29日、ジェチポスポリタ紙は、3月27日に行われたワルシャワ市長選挙に出る候補者たちによるテレビ討論会について次のように報じた。主に現職のチシャスコフスキ氏（「市民連立」(KO)）と現在上院副議長を務めるビェヤト氏（「左派」）の間で論戦が交わされ、結果としてチシャスコフスキ氏が優位に立っていることに変わりないが、ビェヤト氏が好成績を残したことは、チシャスコフスキ氏も考慮に入れておくべき点である。チシャスコフスキ氏もビェヤト氏も、公共交通機関が充実し、保育園や幼稚園、学校へのアクセスも拡充され、健康的で緑豊かなワルシャワとなるべきとの未来像を語った。実際、両者の間に大きな違いは見られなかったが、より豊富な経験を持っていることを示したのはチシャスコフスキ氏であった。また、チシャスコフスキ氏は、元マゾヴィエツキエ県地方長官を務めたポヘンスキ氏（「法と正義」(PiS)）について主にコメントしたが、ワルシャワ市民の主な政治的価値観に鑑みれば、ポヘンスキ氏にはチャンスは残されていないため、大変興味深いことである。

ワルシャワ市長ポストに関する報道【3月29日】

3月29日、ジェチポスポリタ紙は、仮に現職ワルシャワ市長を務めるチシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首が2025年大統領選挙に出て当選を果たした場合、誰がワルシャワ市長の後任に就くのかについて、非公式に挙がっている氏名を報じた。同紙によれば、POの政治家たちは真剣に検討を重ねており、具体的には、ケルヴィンスキ内相や、ワルシャワ市で市長室長を務めるパプロツカ＝シルサルスカ氏の名前が挙がっている。同紙によると、チシャスコフスキ氏がポーランド大統領選挙へ立候補するかどうかについて、まだ確実な結論は出していない。POの政治家の中には、トウスク首相やシ

コルスキ外相が大統領選挙に出る可能性を否定しない者もいる。

政治家の人気ランキングの発表【3月29日】

3月29日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、世論調査センター(CBOS)が行った政治家の人気ランキング調査の結果を発表した。ドゥダ大統領とホウオヴニャ下院議長が50%の信頼度を得て首位に立った。ドゥダ大統領が前回比で6%プラスとなったのに対し、ホウオヴニャ下院議長は前回比で11%マイナスであった。ホウオヴニャ下院議長に対する信頼度が下がったのは、妊娠中絶自由化法案の審議を行うタイミングを延期したからだと考えられている。3位を占めたのは、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長であり、46%が信頼を寄せているという。4位はコシニャク＝カミシュ副首相兼国防大臣(45%)、5位はトウスク首相(44%)であった。

内閣改造に関する報道ぶり【4月2日】

4月2日、ジェチポスポリタ紙は、欧州議会選挙が行われる前に数名の閣僚が政府を離れるかもしれないと報じた。同紙によれば、3名(ブトカ国有財産大臣、シェンケヴィチ文化・国家遺産大臣、ヘトマン開発・技術大臣)は欧州議会選挙に出ることを希望しており、2名(シェキェルスキ農業・農村開発大臣、ヘンニグ＝クロスカ気候・環境大臣)はトウスク首相からの期待に応えられていないという。シェキェルスキ農相はポーランド農民による抗議デモや対ウクライナ交渉にうまく対応できておらず、ヘンニグ＝クロスカ気候・環境大臣は「風車スキヤンダル」で初手を誤ったからだと考えられている。

地方選挙関連報道③【4月3日】

4月3日、ジェチポスポリタ紙は、ワルシャワ市長選挙情勢について報じた。同紙によれば、初回投票で決着がつかず、決選投票が実施されることになれば、大きなサプライズとなるだけでなく、現職のチシャスコフスキ市長にとっては敗北とも捉えられるという。また、ワルシャワ市で起こるかもしれない第2のサプライズは、誰が2位の座に就くのかにかかっている。もし「左派」に属し、現職の上院副議長を務めるビェヤト氏が好成績を収めれば、2025年大統領選挙における候補者として指名を受ける道が開かれるかもしれない。逆に、PiS所属で元マゾヴィエツキエ県地方長官を務めたポヘンスキ氏は、悪い結果を残せば、国政に転じるチャンスを失うかもしれない。

地方選挙関連報道④【4月4日】

4月4日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、地方選挙結果について予測を立て、「第3の道」(TD)が鍵を握ると報じた。同紙によれば、16県のうち10県では連立政権が過半数を占める反面、ポトカルパツキエ県では「法と正義」(PiS)が主導権を握る可能性

が高いという。また、マウオポルスキエ県、シフィエントクシスキエ県、ルベルスキエ県、ポドラスキエ県のスウィング・ステート4県では、TDがどれくらいの議席を得るかによって連立政権とPiSのどちらが過半数に達するか変わってくるとの分析結果が出た。同紙曰く、地方選挙で各党にどのような結果がもたらさ

れるかによって、与野党勢力がどのようなフォーメーションを組んで欧州議会選挙に臨むのかも決まってくるが、現時点では、連立政権は国内議会選挙と同様に3ブロックに分かれる可能性が高いという。なお、主要都市の首長選挙に関しては、クラクフやヴロツワフでの選挙戦に注目が集まっているという。

外交・安全保障

シコルスキ外相のラトビア訪問【3月27日】

3月27日、シコルスキ外相はラトビアを訪問し、リンケービッチ大統領及びカリンシュ外相との会談を行った。リンケービッチ大統領との会談では、安全保障に重点が置かれ、ウクライナ支援、ワシントンでのNATO首脳会合に向けた準備について話し合われた。また、ロシアとベラルーシによるハイブリッドの脅威から東部国境を守るための制裁や協力、ウクライナのEU・NATO加盟に向けた見通しについても話し合われた。

ドゥダ大統領とヨハニス・ルーマニア大統領との電話会談【3月28日】

3月28日、ドゥダ大統領は、ヨハニス・ルーマニア大統領との電話会談を行った。両大統領は、現在の国際情勢、NATO東方の安全保障に関する問題、ワシントンで開催されるNATO首脳会合の準備について話し合った。

ポーランド・ウクライナ政府間協議の実施【3月28日】

3月28日、ワルシャワにおいて、トウスク首相は、ポーランド・ウクライナ政府間協議の一環として、ウクライナのシュミハリ首相と会談を行った。また、ポーランドとウクライナの閣僚間でも会談が行われた。対ウクライナ軍事支援や農業、運輸に関する問題が提起された。ポーランドとウクライナの両首相は、ポーランド・ウクライナ政府間協議をまとめた共同コミュニケに署名した。また、ウクライナのシュミハリ首相はドゥダ大統領への表敬訪問を行い、二国間のアジェンダと地域の安全保障情勢に関する最近の問題が提起された。また、ポーランドと同盟国がウクライナへ提供している包括的な軍事・財政・外交支援における協力についても議論が行われた。さらに、EU・NATO加盟を志すウクライナが講じている措置に対するポーランドの支援についても話し合われた。

トウスク首相インタビュー記事【3月29日】

3月29日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、トウスク首相が応じたインタビュー記事を掲載した。トウスク首相は、戦前という新しい時代の到来に精神的に備えておかなければならないと述べ、決して誇張しているわけではなく、我々は第二次世界大戦以来最も重要な時代を生きており、次の2年間で全てが決まると認めた。防衛費用について問われ、トウスク首相は、「欧

州にはまだこなさなければならない仕事が多くあるが、幸いなことに、欧州によるアプローチの変化という点では、既に革命が起きていることが顕著である。」と述べた。トウスク首相によれば、欧州で起きた最も大きな変化とは、共同防衛の必要性に誰も疑問をいだかなくなったことであるという。ウクライナで起きている戦争に関し、トウスク首相は、ロシアによる侵略からウクライナを守り、ウクライナの独立と領土の一体性を保つことこそが、主な任務であるべきだと強調した。トウスク首相は、長期的な視座に立って戦争について考えなければならないのかもしれないと指摘し、できる限りウクライナを最良の状態に保つことがポーランドの国益に適うと述べた。トウスク首相によれば、ポーランドはできる限り対ウクライナ支援を行いたいと考えているが、ウクライナと自由貿易を実施するという構想についてはモデルを考え直すべきだという。トウスク首相は、ウクライナと公平な協定を結び、ウクライナ、ポーランド、そしてEU全体のための共通項を探りたいとの考えを示した。市民政策について、トウスク首相は、EUが結ぼうとしている移民協定はポーランドが対応している問題に対する良い解決策ではないと認めた。トウスク首相は、ベラルーシのルカシェンコ政権が組織した国境での活動が再び確認されていると述べ、トウスク首相は、移民の押し戻しを強く非難しながらも、ポーランドはプーチンとルカシェンコがかけてくる移民圧力に対して無力ではいられないと強調した。

イスラエルによるガザ攻撃でポーランド人が死亡【4月1日・2日】

4月1日、ガザ地区において人道支援車列が攻撃され、ポーランド国民が死亡した。4月2日、シコルスキ外相は、同事件を受けてカツ・イスラエル外相との電話会談を行い、ガザ地区で発生したポーランド市民が巻き込まれた人道支援団体への攻撃について、公平な調査を実施するよう求めた。また、ドゥダ大統領は、Xに追悼のコメントを発表した。さらに、ホウオヴニャ下院議長は、死亡したポーランド人遺族への補償だけでなく、戦争犯罪の告発を行うべきであるとポーランド国営放送(TVP)に対して語った。

シコルスキ外相とピーターズ・ニュージーランド副首相兼外相との会談【4月2日】

4月2日、シコルスキ外相は、ワルシャワを訪問中のピーターズ・ニュージーランド副首相兼外相と会談

を行った。会談では、貿易、投資、研究協力、条約の基盤の発展といった二国間関係、ロシアの侵略に直面するウクライナへの支援、欧州とインド太平洋地域の安全保障情勢、ピーターズ外相も出席するブリュッセルでのNATO外相会合の準備についても話

し合った。シコルスキ外相はまた、5月1日に発効するニュージーランドとEUとの自由貿易協定(FTA)の批准を歓迎し、この協定が両国間の貿易と投資をさらに拡大させる条件を提供すると述べた。

治 安 等

ワルシャワ市のアパートで家族4人の遺体が発見【3月31日】

3月31日、ワルシャワ市ウルスス地区のアパートで、女性2人と男性2人の計4人の遺体が発見された。検察によると、4人は家族関係にあり、このうち1人は自殺、残る3人は他殺の可能性があるという。犯人は明らかになっていない。

イースター期間中にベラルーシとの国境で約700件の不法越境事案が確認【3月29日～4月1日】

国境警備隊は、イースター期間中の3月29日から4月1日までの間、ベラルーシとの国境で736件の不法越境事案を確認したことを報告した。

同国境では、3月に入って越境事案が増加しており、3月中に約3,400件の事案が確認されている。

南部マウオポルスカ県で強風により5人が死亡【4月1日】

4月1日、南部マウオポルスカ県で、強雨による木の倒壊により、5人が死亡した。同県では、3月30日から強風が続き、4月1日午前11時から午後2時の間に最も強い突風が記録された。

一方、政府安全センター(RCB)は、強風に関する警報メッセージを4月1日午後4時になって配信した。強風によって死者が発生した後であり、RCBの対応が批判されている。RCBや地方の危機管理センターは、警報システムの検証し、悪天候の影響に対する

国民の保護をさらに強化するとの考えを示した。

南部ティヒ市の集合住宅でガス漏れによる爆発が発生【4月1日】

4月1日、南部シロンスク県ティヒ市の7階建て集合住宅の1階でガス漏れによる爆発が発生し、多数の負傷者が出た。負傷者のうち少なくとも1人が重傷で、7人が入院した。

ティヒ市当局によると、この集合住宅が位置する団地は、1960年から1973年にかけて整備された。全49戸の入居者は、現場検証等のため4月3日現在も帰宅できていない。

国境警備隊がワルシャワ市で不法滞在の抜き打ち検査を実施【4月2日】

4月2日、国境警備隊は、ワルシャワ市で外国人の滞在の合法性を抜き打ち検査した結果、不法滞在者9人を摘発したことを発表した。

検査の結果、ジョージア人2人、ロシア人2人、ベラルーシ人3人、タジキスタン人1人、ベトナム人1人の計9人が拘束された。グルジア人のうち1人は旅券に偽造されたギリシャの国境管理スタンプが押印されていた。

2024年1月以降、国境警備隊は、ワルシャワ市やその近郊で外国人の滞在の合法性を調べる抜き打ち検査を400件近く実施し、不法滞在者約250人を摘発した。

経 済

経済政策

ポーランド国立銀行による最新ポーランドマクロ経済調査【3月28日】

ポーランド国立銀行(NBP)が発表した最新のマクロ経済調査によると、ポーランド経済の見通しは安定しており、2024年のGDP成長率は3%、2025年は3.5%と予測されている。しかし、景気過熱のシグナルとされる賃金と金利の上昇には懸念がある。2024年の金利引き下げについては、これまでの予想に反し、中央値では変更なし、5.75%に据え置くとしている。2024年のインフレ予測は4.2%とわずかに低下し、NBPの目標を依然として上回っている。エコノミストは、現在のインフレ率で5.75%の金利はかなり高く、結果として消費の復活を制限しており、賃金上昇と地政学的不確実性の中でインフレ圧力は今後も続く予想している。

ポーランド経済特区に対する開発技術副大臣の発言【4月3日】

ヤチェク・トムチャク開発技術副大臣は、ポーランド経済特区について、さらなる促進が必要であり、グローバル税はその影響を排除するための作業が既に開始されているため、ポーランド投資区に悪影響を与えることはないと言った。政府は新しいプログラムを含む大規模なプロジェクトを誘致し、同時に中小企業の投資を奨励したいと考え、投資家への支援プログラムをさらに充実させると発表した。例えば、ゼロ・エミッション経済への移行に向けた戦略的に重要なプロジェクトを支援するプログラムであり、バッテリー、ソーラーパネル、風力タービン、ヒートポンプ、電解槽、CO2回収・貯蔵装置の製造への投資に資金を提供する。同プログラムの総額は、50億ズロチで、

欧州委員会(EC)の通知、修正、協議を待っている段階だが、既に約12件の申請が提出されている。

昨年の特設経済特区の支援決定件数は20%増の536件であった。企業は183億ズロチを支出し、7,200

人以上の新規雇用を創出した。より多くの中小企業が経済特区に誘致された。政府はこの傾向が続くことを望んでいる。

マクロ経済動向・統計

ポーランド人の53%が将来に楽観的【3月28日】

デロイトが実施した最新の消費者シグナル調査によると、今年は収入が増えると予想するポーランド人の割合が5ポイント増の53%、来年は経済状況が改善すると予想するポーランド人の割合が4ポイント増の42%となり、困難にもかかわらず、より多くのポーランド人が将来を楽観視していることが分かった。しかし、調査によると、ほぼ30%のポーランド人が請求書を適時に支払う能力に不安を感じており、53%が予期せぬ大きな出費をカバーできないことをおそれている。

3月のポーランド産業PMI指数【4月2日】

ポーランドの企業家の状況は徐々に改善している。ポーランド経済研究所(PIE)マクロ経済チームによ

2月のポーランド失業率2.9%【4月3日】

ユーロスタットが発表した2月のポーランドの失業率は2.9%で、欧州連合(EU)27か国で2番目に低かった。チェコ共和国の失業率は2.6%で、EU圏内で最も低く、スロベニアは3.1%でポーランドに次いで3位だった。一方、スペインは季節調整後の失

れば、PMIデータに関して、「西ヨーロッパの経済状況が弱いため、輸出企業の受注ポートフォリオは、国内市場で活動する企業よりも小さくなる」と述べている。S&Pグローバルが4月2日に発表した3月のポーランド産業PMI指数は48.0ポイントで、2月の47.9ポイントに比べ上昇した。ユーロ圏では46.6ポイントから45.7ポイントに、ドイツでは42.5ポイントから41.5ポイントに低下した。近隣諸国での悪化は、輸出企業の状況に悪影響を及ぼす可能性がある。企業家は、昨年よりもはるかに緩やかな物価上昇を予想している。中央統計局(GUS)の調査では、物価上昇を懸念する割合が1年間で23.6%から15.1%に低下した。これは、エネルギー価格の動向に関する不確実性が低下し、物価上昇圧力が弱まった結果である。

業率が11.5%とEUで最も高く、ギリシャの失業率は11%と2番目に高かった。Eurostatによると、2月のEU平均失業率は6%で、1月と比較して安定している。異なる統計方法をとるポーランドの中央統計局(GUS)は先週、2月の失業率は5.4%で1月と変わらずと報告した。

ポーランド産業動向

4月1日より美容サービスのVAT引き下げ【4月2日】

4月1日より、マニキュア、ペディキュア、その他の美容サービス(ボディケア、脱毛など)のVAT税率が23%から8%に引き下げられる。この削減は、市民連立の選挙公約を実現するものである。初年度に1億3,000万ズロチ、10年間で約22億ズロチと見積もられるこの削減費用は、規則案の中で正当化されている。

ドミノ・ピザ・グループ、ポーランドに1100万ポンド投資【4月3日】

英国のドミノ・ピザ・グループは、ポーランドとクロアチアでの事業規模を3年以内に倍増させる計画で、ドミノ・ピザ・ポーランド(DPP)に1,100万ポンドを投資する。DPPは、今年中に15~20店舗のピザ店を新規オープンし、フランチャイズモデルのシェアを2026年までに7%から45%に引き上げることを目標としている。

エネルギー・環境

ポーランドとウクライナ間のエネルギー協力に関する協定の締結【3月29日】

29日、気候・環境省は、ポーランドとウクライナは、戦争で被害を受けたエネルギーインフラの復旧を目的とした共同プログラム及びプロジェクトに関する協定に署名したと発表した。同省の声明において、ヘンニグ＝クロスカ気候・環境大臣は、ポーランドは公正な移行を実施し、ウクライナのエネルギー分野における国内法をEUの規制や国際的な慣行と整合させる効果的な方法について知識を共有する用意があると述べている。また、ロシアの攻撃によってウク

ライナの重要インフラが被害を受けていることについて、損傷したエネルギーインフラの修復や緊急的なエネルギー供給を行い、引き続きウクライナに必要な支援を提供することとしている。また、ポーランドは両国のエネルギー自給率の向上を含め、エネルギー分野における更なる協力の用意があることを表明している。

ウクライナからポーランドへの投資【4月2日】

ウクライナのエネルギー会社DTEKは、2024年3月27日にポーランドのColumbus Energy社から蓄

電池プロジェクトを買収したと発表した。この契約により、必要な許認可を取得した後、ポーランド南部に133MWの蓄電池施設を建設できるようになる。これはDTEKにとって、ポーランドにおける初の大規模インフラ投資となる。同社は、2030年までに欧州で5GWの再生可能エネルギー・プロジェクトのポートフォリオを構築する意向である。DTEKは今後数か月のうちに Columbus Energy 社との契約を最終決定し、2024年最終四半期に土木工事を開始する予定だ。したがって、2026年初頭には建設を完了し、操業を開始することができる。

DTEK 社社長のマキシム・ティムチェンコ氏は、今回の契約調印は、化石燃料からの脱却を目指すヨーロッパにとって重要な瞬間であると述べた。このプロジェクトは、ポーランドが再生可能エネルギー源に基づく未来に向かうために必要な柔軟性を提供するだけでなく、中・東欧地域にとって重要なテストとなり、バッテリーによるエネルギー貯蔵がいかに成功裏に実施できるかを示すものである。DTEK のポーラ

ンドへの投資は、ウクライナとポーランドのエネルギーシステムの統合に向けた重要な一歩でもある。

EDF、バルト海で風力発電所を展開へ【4月3日】

フランスの電力会社のグループ企業であるEDFリニューアブルズ・ポルスカのアリツィア・チリンスカ＝ザヴァジカ最高経営責任者（CEO）は、バルト海に洋上風力発電所を展開するためにポーランドの企業と提携することを楽しみにしていると述べた。同CEOは、洋上風力発電はポーランドのエネルギーミックスの重要な一部であり、EDFはこの産業の発展に貢献できると強調した。「EDFは、フランスだけでなく、他の国でも洋上風力発電所を展開してきた実績があり、このプロセスを効果的に管理する方法を知っています。ポーランドのエネルギー転換の方向性は、再生可能エネルギーと原子力という明確なものであり、EDFはこのようなエネルギーミックスを管理する上で疑う余地のない経験を持っています」と同CEOは付け加えた。

科学技術

韓国によるポーランドの原子力技術研修【4月3日】

韓国の大学とワルシャワ大学は、原子力発電所建設の専門家の養成を目的とした欧州研修センターを設立することで合意した。協定は、韓国側から国際原子力大学院、釜山国立大学と韓国原子力国際協力協会によって署名された。韓国側は、ワルシャワ大学が現在のニーズに合わせた新しい教育プログラムの開発や、原子力関連する既存の教育課程の調整を支援する。特に韓国水力・原子力（KHNP）が提供するAPR1400原子炉技術に焦点を当て、この分野で豊富な経験を持つ韓国の講師と学生が緊密に協力する。

AI法導入に関する意見公募の開始【4月3日】

デジタル化省は、EUのAI法をポーランドの法制度に導入するための意見公募を開始した。AIに関する新たな規制機関を設立するか、また既存の機関がどのように適応するかについて議論される見込み。

関係者は、現在の機関がAIの監督や通知を担うべきかどうかなど、4つの質問に対して意見を提出できる。この取組は、AIガバナンスに対するリスク・ベース・アプローチ（リスクが高いものほど規制を厳しくする手法）を考慮して、国内法をEU規制と整合させることを目的としている。意見は4月23日までに電子メールで提出されることになっており、ポーランドにおけるAIの法的枠組みに取り組む重要な一歩となる。

大使館からのお知らせ

能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座)

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するための災害義援金について、ポーランド国内の口座についても開設しているところ、下記のとおりお知らせいたします。

1 ズロチ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA

住所: ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa

口座名: AMBASADA JAPONII

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa

口座番号: 02 1240 6292 1111 0011 3418 0435

2 ユーロ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA

住所: ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa

口座名: AMBASADA JAPONII

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa

口座番号: 91 1240 6292 1978 0011 3418 0103

(注1)上記の口座に振り込みいただいた義援金につきましては、取りまとめの上、日本政府宛に送金された後、被災者に分配されることとなります。

また、特に御希望がある場合には日本赤十字社宛に送金することも可能です。その場合は、送金情報の備考欄に「To Japanese Red Cross Society」と記載してください(記載がない場合には、日本政府宛として受け付けます。)

(注2)被災地の各地方公共団体においても、義援金受入口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。

なお、石川県の災害義援金情報は以下のリンクにより御確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢、及び旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続をオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「歌川広重」【5月5日（日）まで】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【開催中】 ワルシャワ技術経済大学生の展覧会「茶室模型とスケッチ、学生作品」【3月25日（月）～4月25日（木）】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ワルシャワ技術経済大学の学生による展覧会「茶室模型とスケッチ、学生作品」が開催中です。入場は無料です。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

【開催中】 ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園における日本月間2024【4月1日（日）～30日（火）】

ポーランド科学アカデミー・ポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。写真展、ワークショップ、コンクール、花見等の行事が予定されています。イベントへの参加は無料ですが、植物園への入場は有料です。

開催場所：PAN Ogród Botaniczny - Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

【予定】 Pohanasujmy! 日本語で話してみよう!【4月12日（金）17:30～18:30】

日本語ネイティブの方もお気軽にご参加いただける日本語交流会です。参加登録はこちらから（参加無料）：<https://forms.gle/8gZpabAcnn9vkz4SA>

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

【予定】 第12回日本デー及びアジア諸国文化祭【4月13日（水）】

ウッチ市にて、ウッチ市第2高等学校「第12回日本デー及びアジア諸国文化祭」が開催されます。日本のポップカルチャーに関する講演会、武道デモンストレーション、様々なワークショップが予定されています。

場所：II Liceum Ogólnokształcące im. Gabriela Narutowicza Łodzi, ul. Nowa 11/13, Łódź

【予定】 第17回ウッチ大学日本デー【4月20日（土）～21日（日）】

ウッチ市にて、八雲琴クラブ協会主催「第15回ウッチ大学日本デー」が開催されます。日本に関する講義、武道デモンストレーション、様々なワークショップが予定されています。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。
記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)